

【特別募集】第2次試験のお知らせ

第2次試験を次のとおり実施しますので、出席してください。

なお、第2次試験1日目（6月21日）の科目を一つでも受験していない方は、2日目を受験することはできません。

また、試験日時の変更はできません。

1 試験日（2日間とも出席してください。）

1日目	2026年6月21日(日)	専門試験・論文試験・適性試験
2日目	2026年7月6日(月)から 7月24日(金)までの間の うちの1日(平日)	口述試験（面接・模擬相談）

※2日目の集合場所・時間等の詳細は、6月26日(金)午前9時15分頃に愛知県職員採用情報Webページ (<https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>) の新着情報に掲載してお知らせします。

2 1日目（6月21日(日)）の集合場所・時間等

(1) 集合場所

愛知県立大学長久手キャンパス（長久手市茨ヶ廻間 1522-3）
B棟（西）2階 B208 試験室番号⑰

(2) 集合時間

午前9時10分【厳守】

※集合場所の開場は、集合時間の15分前の予定です。

※終了時間は、午後3時頃の予定です。

(3) 持ち物

ア 受験番号票（第1次試験日に配布したもの）

※受験番号を撮影した写真データがスマートフォン等に保存されており、試験当日、その写真データにより受験番号を確認できる方は、持参不要です。

イ 面接カード（入力・記入済みのもの）7部

ウ 筆記具

- ・ HB又はBの鉛筆（3～4本）

※適性試験で使用しますので、必ず持参してください。

- ・ シャープペン

- ・ プラスチック製の消しゴム

エ 時計（計時機能だけのものに限る。スマートウォッチは使用不可。）

オ 昼食

(4) 服装

筆記試験となりますので、普段着（私服）で構いません。試験当日の気温に合わせて、体温調整のしやすい軽装で受験してください。

3 面接カードの提出方法・注意事項

(1) 提出方法

- ① 合格発表のページから【特別募集】の「様式」・「入力例」のファイルをダウンロード
- ② パソコンでの入力 又は 手書き のいずれかの方法により作成
※面接カードは、面接で受験者に質問するときの参考資料として使用するものですので、作成方法や内容により評価することはありません。
※作成に当たっては、入力例を参考にしてください。
- ③ **A4サイズで出力し、7部印刷の上、6月21日（日）に持参**
※自宅にプリンタがない場合は、知人や学校等のプリンタ、コンビニのマルチコピー機などを利用して印刷してください。

(2) 注意事項

- ア パソコン入力の場合、**文字の大きさは原則、変更しない**てください。
(セルに収まりきらない場合を除く)
- イ 手書きの場合、入力例の文字サイズを参考にしてください。
- ウ 行や列の幅などの体裁は、変更しないください。
- エ パソコン入力の場合、印刷すると、文字が切れる場合があります。**作成・印刷した後、文字が枠内に収まっているか、必ず確認**してください。

4 特定性犯罪の前科の確認

2026年12月25日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、児童等と接する業務へ従事することとなる人については、各任命権者が特定性犯罪(別紙参照)の前科の有無を確認します。

つきましては、**特定性犯罪の前科の有無を申告**してください。

この一連の手続きで得た全ての個人情報については、人事委員会及び任命権者において適切に管理し、採用に関する事務の目的に限り使用します。



(1) 申告方法

あいち電子申請・届出システム

(<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/2026-tokubetu-kakunin>)

(2) 申告期限

6月18日(木)まで

5 その他

- (1) 試験中に、携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ、スマートグラス等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、及び机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為になります。イヤホンについては、事前に許可を受けた補聴器(通信機能のないものに限る。)等を除き、試験中に装着していると不正行為になります。

不正行為を発見した場合、その場で受験を中断し、失格とします。後日、不正行為が発覚した場合は、採用される資格を失うことがあります。

不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

(2) 試験当日は、公共交通機関で来場してください。送迎も含め自動車・バイク等での来場は、会場や近隣施設等の迷惑となるため、禁止します。

なお、愛知県人事委員会事務局の許可を得ずに、送迎も含め自動車・バイク等で来場した場合、聞き取り調査を行うこともあります。

(3) 台風などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。その場合は愛知県職員採用情報 Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>) に、当日の午前7時までにお知らせします。

(4) 試験会場は全面禁煙です。

【問合せ先】

愛知県人事委員会事務局

職員課 総務・任用グループ

電話：052-954-6822（ダイヤルイン）

<平日 午前8時45分から午後5時30分まで>

≪会場案内図≫

愛知県立大学長久手キャンパス（長久手市茨ヶ廻間 1522-3）



学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪

又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。